

お届けはお済みですか？

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険とは？

国民健康保険への加入

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入していないかたや、生活保護を受けていないかたはすべて、国民健康保険（以下「国保」という）に加入しなければなりません。（国民皆保険制度といえます）

職場の健康保険の資格を喪失（脱退）して国保に加入する場合

加入する日は届け出た日でなく、その間の受診の有無にかかわらず、職場の保険の資格喪失日になります。届出が遅れてしまうと国民健康保険税がさかのぼって課税されるため、一度に納付する額が多くなってしまう。

なお、現在、職場の健康保険に加入しているのに国保脱退の手続



きがお済みでないかたは脱退手続きが必要で、（国民健康保険税は再計算され、還付される場合もあります）

このほか、別表の場合も14日以内に届出が必要です。

注1 医療費の10割を支払って医療機関で受診された場合は、国保の加入手続きの後、保険適用の7割分について国民健康保険から返金を受けることとなります。また、前の会社等の保険証で受診した場合の医療費については、後日会社等から本人に請求されることとなります。

注2 国民健康保険税は加入している被保険者の所得（前年の所得）や資産などを基に計算されますが、納税は世帯主に義務づけられています。

注3 会社の退職日まで継続して2か月以上健康保険（共済組合を除く）に加入していた場合、退職前の健康保険の保険給付サービスを最長2年まで受けることができる制度があります。（任意継続制度）といえます（この場合、国

民健康保険よりも保険料が安くなる場合があります。会社退職日の翌日から起算して20日以内に届け出る等の制約がありますので、それぞれ健康保険組合等にご確認ください。

保険証（国民健康保険被保険者証）
保険証は、国保の被保険者であるという証明書で、医療機関にかかるときに必要です。保険証は世帯ごとに交付されますので、既に国保に加入しているかたがいる世帯で別表の届出が必要となる場合

は、国保の保険証もお持ちください。
扶養になれませんか？
現在国保に加入しているかたで、ご家族のかたが会社等へお勤めで職場の健康保険に加入していれば、その扶養者として認定される場合があります。

国保のかたが「給与収入の場合130万円未満である」または、「年金収入の場合180万円未満である」などの条件がありますので、加入している健康保険等にお問い合せください。

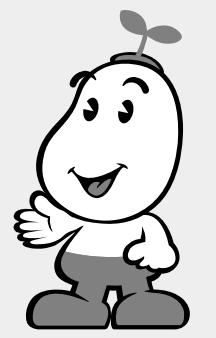
資格がないのに、国保の保険証が使用してしまった場合は、国保が立て替えて支払った医療費（保険負担分）を返還していただくこととなります。

別表 こんなときは届出を

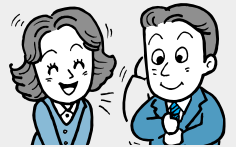
こんなとき	必要なもの
他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険をやめたとき（扶養のかたを含む）	保険の喪失証明書、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
子どもが生まれたとき	国保の保険証、印鑑
他の市区町村へ転出するとき	国保の保険証、印鑑
職場の健康保険に加入したとき（扶養のかたを含む）	国保と新たに加入した保険証、印鑑
生活保護を受けることになったとき	保護開始決定通知書、印鑑、国保の保険証
死亡したとき	国保の保険証、印鑑

注1 「転入」「転出」「子どもが生まれたとき」及び「死亡したとき」は、住民課への届出が先になります。
注2 世帯主の変更、氏名変更、転居等の場合も届出が必要です。住民課へ先に届けてください。
注3 老人保健受給者のかたや高齢受給者証をお持ちのかたは、その手続きも必要です。

問合せ先
保険年金課国民健康保険給付係
内線142・148



国保マスコット 健康まもるくん



「退職者医療制度」をご存知ですか？

退職者医療制度とは、被用者保険（職場の健康保険等）のOBである高齢退職者が、現役世代に対してなした貢献を前提に被用者保険の被保険者が共同で退職者の医療費を負担しようというものです。この制度に該当するかたの医療費は、本人の自己負担分以外は、保険税と職場の健康保険等が出し合う「拠出金」によってまかなわれていきます。

そこで、もしこの制度の対象者が届出をせず、一般被保険者のままで医療を受けていると、本来、健康保険などから支払われるべき医療費も、国保の負担となってしまう。その分、国保の負担が大きくなり、ひいては、その財源となる保険税を値上げして補うことにもなりかねません。

該当するかたは届出を退職者医療に該当するかた（ただし、いずれの場合も老人保健に該当するかたは除きます）
ア 国保に加入しているかた
イ 厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）

年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上（または40歳以降の加入期間が10年以上）あるとき以上の条件を満たしているかたが退職者医療制度の「本人」に該当します。

右記の退職被保険者（「本人」）の扶養家族（「本人」と同一世帯であり、「本人」により生計を維持している配偶者及び三親等以内の家族は「被扶養者」となります。なお、被扶養者の年間収入が130万円（60歳以上のかた及び障害者は180万円）未満であるという所得制限があります。届出には以下のものが必要です

- 年金証書（加入期間、組合期間等が明記されているもの）
- 国民健康保険証
- 印鑑

国保を適正に運営していくためにも、14日以内にお届けをしてください。

問合せ先 保険年金課国民健康保険給付係
内線142・148



4月からの年金制度改正のポイント

公的年金制度は5年に一度、制度の見直しをすることになっており、昨年、改正が行われました。

改正された項目の中で、4月から実施される主な内容は次のとおりです。

国民年金保険料の引き上げ

平成17年度の国民年金保険料は月額13580円になります。

口座振替による割引制度の拡充

毎月の保険料を口座から「当月引落とし」にすると、月々40円割引になります。

また、保険料の前納を口座振替にすると納付書で前納するより割引額が増えます。

現在、保険料を口座から毎月引落ししているかたは「翌月引落とし」になっていきます。割引制度をご利用いただくには「当月引落とし」や「前納」に変更する手続きが必要で

要です。

お申し込み窓口は、金融機関や郵便局、社会保険事務所です。

第3号被保険者の特例届出の実施

3月以前の届出がもれている第3号被保険者期間を、すべて保険料納付済期間として認めるという特例措置が行われます。

届出の方法等、詳しい内容については、社会保険事務所までお問い合わせください。

若年者納付猶予制度の創設

若年者（30歳未満の第1号被保険者）を対象に、世帯主の所得を問わずに、本人と配偶者の所得の状況により保険料の納付が10年間猶予される制度ができました。

猶予期間は、老齢基礎年金の金額に反映されませんが、障害基礎年金等の保険料納付要件に備えることができます。猶予され

た保険料は10年以内ならさかのぼって納付（追納）することができ、追納すれば老齢基礎年金額に反映されます。なお、追納するときの保険料は、経過した年数に応じて加算額が生じます。

申請先は役場です。

特別障害者給付金制度の創設

【対象となるのは？】平成3年3月以前の任意加入対象者であった学生

昭和61年3月以前の任意加入の対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日のある傷病により、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当するかたです。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害の状態に該当されたかたに限られます。また、前年の所得等に一定の条件があります。

【請求窓口は？】請求受け付けは役場です。

障害認定等の審査、給付金の支給事務は社会保険庁が行います。

【ご注意ください】給付金は請求月の翌月から支給されます。4月にご請求された場合、翌月の5月から支給されます。

請求が遅れた場合に、さかのぼって支給できませんので、早めにご相談や請求手続きをしてください。

問合せ先 春日部社会保険事務所
☎048(737)7111